

# 日高町プレミアム商品券

## 取扱店舗一覧

# 使用期限せまる！ 3月31日まで

内原地区			
地区名	事業所名・店舗名	TEL	取扱商品・サービス
萩原	理容 とらがり	63-2177	理容
	崎山電器商会	63-3032	家電販売、修理
	酒清商店	63-2011	酒類、ギフト
	三菱商事エネルギー特約店 日神商事(株)	63-2734	燃料、オイル、タイヤ
	ヘアーサロン やしき	63-2150	理容
	ファミリーマート 日高萩原店	35-3800	食品、日用品
	荊木	喫茶 いちりん	63-3030
笠松クリーニング 中紀支店		63-3337	クリーニング
(有)堀内商店		63-1600	パソコンサービス (設定、他)
Aコープひだか		63-2111	食品スーパー
さわやか日高		63-1333	産直店
松本石油店		63-2043	ガソリン
田嶋モーターズ		63-2125	自動車整備、販売
高家	藤ノ木	63-1002	すし、一品料理 会席料理
	イリエオートサービス	63-2479	車検、整備、用品 車両販売
	ふとんのダイワセイ	63-2233	寝具製造、販売
	嶋田サッシ	63-3364	アルミサッシ、ガラス シャッター
	インテリア山本	63-3092	ギフト、家具 室内内装一式
	(株)旭商会 日高サービスステーション	63-3660	ガソリン、軽油、灯油、 オイル、タイヤ
	森口牛乳店	63-2228	牛乳、ヨーグルト
小中	コメリ H&G 日高店	35-4400	ホームセンター 子供用・大人用おむつ
	パン工房 サンフルひだか	63-1888	パン、焼菓子、洋菓子

志賀地区			
地区名	事業所名・店舗名	TEL	取扱商品・サービス
中志賀	西谷屋製菓	64-2715	和菓子
	大阪屋商店	64-2041	食料品、菓子、パン、 日用品、文具(名札)
	カーサービス庄司	64-3305	自動車整備、販売
下志賀	川瀬モーターズ	63-2201	自動車・単車・自転車の 販売・修理、車検
	日高元気塾	63-2944	なたまめ茶、飴、石けん
谷口	(株)北垣モーターズ	63-2178	自動車修理・販売
比井崎地区			
地区名	事業所名・店舗名	TEL	取扱商品・サービス
方杭	みちしお亭	64-2188	定食、麺類、飲み物 お弁当など
小坂	(有)まるた産業	64-3177	畳、上敷
比井	狩野商会	70-0158	車整備、販売、車検
産湯	森永牛乳日高販売所 崎牛乳店	64-2037	牛乳、乳製品
阿尾	田端畳店	64-2137	畳工事一式
	土佐商店	64-2105	食料品、他
田杭	白井渡船	62-2430	渡船

商品券の使用期限は2020年  
3月31日までです。期限までに  
上記店舗にてご使用ください。

※商品券は、購入後に返金で  
きません。必ず使用期限内  
にご使用ください。

お問い合わせ先：日高町役場総務政策課 ☎ 63・2051



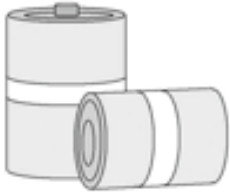
お問い合わせは、  
(☎63・3800)まで。

## 廃乾電池を回収します

回収箱を設置しますので、回収袋から取り出して、廃乾電池のみを回収箱に入れてください。以前のように回収袋に入れたままでは、出さないでください。回収袋は保管用としてご使用ください。

●場所：各地区の粗大ごみ  
収集場所

回収日…3月29日(日)



## 人権相談・行政相談。 心配ごと相談合同 相談所開設のお知らせ

3月16日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所及び、御坊調停協会による調停相談会を、日高町保健福祉総合センター2階会議室で午後1時から4時まで開設します。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。



## ひとりでは悩まないで

元気をなくしたり、登校しなくなったりした子どもたちのため、御坊市親の会による居場所「ひまわり」を開設しています。



美浜町の民家をお借りして、困っている親同士・子ども同士が集い、安心して自由に過ごせる場所となっています。

人と出会い、それぞれのペースで交流できる居場所「ひまわり」に、是非お気軽にお越しください。個別の相談もお受けしています。

### ■居場所「ひまわり」開設日

毎週金曜日午後2時～5時  
参加・場所などのお問い合わせや、詳しくは日高郡・御坊市親の会(☎22・0199)まで。

## 野焼きは法律で 禁止されています

「近所でごみを燃やしている、煙で困っている」、「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入っている」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブ  
ロック囲い・素  
ぼりの穴を利用したのや、  
法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。



家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められていますが、焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。